

第
4647
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 1月15日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 先物取引に係る課税の特例

Q：個人が行う先物取引のうち、一定のものは申告分離課税になったとか。どのようなになったのですか？

A：金融商品取引業者と相対で行う店頭取引が平成24年から申告分離課税になりました。

【解説】

個人が行う先物取引（商品先物取引、金融デリバティブ、カバードワラント等）は、平成23年6月の税制改正により、従来の市場取引に加え、平成24年1月1日以後に金融商品取引業者と相対で行う店頭取引についても、先物取引に係る雑所得等の課税の特例の範囲に含まれ、申告分離課税（所得税15%、住民税5%）となりました。

申告分離課税の対象になる取引は、市場によらないで行われる先物取引、指標先渡取引、オプション取引、指標オプション取引とされており、この中には外国為替証拠金取引いわゆるFX取引も含まれています。

これにより、市場での取引との損益通算が可能になり、損失が生じた場合には、市場取引と同様、3年間繰越控除ができるようになりました。

ただし、店頭取引に係る損益通算及び損失の繰越控除をする場合には、確定申告書の提出が必要ですので、忘れないようにしてください。

